○南あわじ市広告掲載要綱

平成19年２月20日

告示第15号

改正　平成20年10月20日告示第82号

令和元年８月１日告示第16号

（趣旨）

第１条　この告示は、市の新たな財源の確保のために、市有資産を広告媒体として活用し、これに広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載の基準）

第２条　広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1)　次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ　貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条第１項に規定する貸金業に該当するもの

ウ　市税を滞納しているもの

エ　法律に定めのない医業類似行為を行うもの

オ　私的な秘密事項の調査に関するもの

カ　その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不適当であると市長が認めるもの

(2)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(3)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(4)　人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

(5)　政治性又は宗教性のあるもの

(6)　社会問題についての主義主張に係るもの

(7)　美観風致を害するおそれがあるもの

(8)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に定める暴力団その他反社会的団体等の構成員がその活動のために利用するもの

(9)　消費者保護の観点から適切でないものとして次のアからキまでに掲げるもの

ア　誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くおそれがある表現

イ　虚偽の内容を表示するもの

ウ　投機又は射幸心を著しくあおるもの

エ　他の商品等と比較する表現を含むもの

オ　法令等に違反している業種、商法又は商品若しくはサービスを提供するもの

カ　責任の所在が明確でないもの

キ　広告の内容が明確でないもの

(10)　その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

（広告媒体の種類）

第３条　広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

(1)　市の印刷物

(2)　市のホームページ

(3)　その他広告媒体として活用可能な市有資産

２　市は、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

（広告掲載の優先順位）

第４条　掲載する広告の順位は、次に掲げるとおりとする。ただし、広告掲載料を定めずに広告を募集する場合は、この限りでない。

(1)　市内に事業所等を有するものの広告

(2)　前号に掲げる広告以外の広告

２　前項本文の規定にかかわらず、広告媒体を所管する課は、別に広告掲載する広告の順位を定めることができるものとする。

（広告の規格等）

第５条　広告の規格、掲載位置、掲載料及び掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体を所管する課において定めるものとする。

（広告の募集方法）

第６条　広告の募集は公募とし、広報紙又は市のホームページに掲載すること等により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、広告の申込みが想定されるものへの案内又は広告会社への広告掲載の募集の委託により、広告の募集を行うことができる。

（広告掲載の申込み）

第７条　広告掲載を希望するもの（以下「掲載希望者」という。）は、所定の申込書に広告原稿案、デザイン案等掲載しようとする広告の内容がわかるものを添えて、市長に提出しなければならない。

２　広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載の審査及び決定）

第８条　市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第２条に規定する基準により広告掲載の適否を審査する。

２　市長は、前項の審査により、適当と判断された広告について掲載を決定する。この場合において、掲載希望者が広告募集の規定数を超えるときは、次に定めるところにより決定する。

(1)　第４条の規定による広告掲載の優先順位による。

(2)　前号の規定によっても決定することができないときは、抽選又はあらかじめ定めた方法による。

３　市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、掲載希望者にその旨を通知しなければならない。

４　市長は、第１項に規定する審査にあたり、疑義が生じたときは、南あわじ市広告審査委員会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

（審査会の設置）

第９条　広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、審査会を置く。

(1)　前条第４項に規定する広告掲載の審査に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、広告の掲載に関すること。

２　この告示に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

（広告掲載料の納付）

第10条　広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付するものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

(1)　指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を適切でないと判断したとき。

２　市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主にその旨を通知しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第12条　既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、その全部又は一部を返還することができる。

(1)　広告主の責に帰すことができない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2)　前号に定めるもののほか、市長が特別な事由があると認めるとき。

（広告主の責務）

第13条　広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　第三者から、市に対して、広告に関連して損害を被ったという請求がなさ

れた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

（その他）

第14条　この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成19年３月１日から施行する。

附　則（平成20年告示第82号）

この告示は、平成20年10月20日から施行する。

附　則（令和元年告示第16号）

この告示は、令和元年８月１日から施行する。